

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第二条第二項の指定地方公共機関の指定 (危機対策課) 一
- 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第一条第六項の指定地方公共機関の指定 () 一
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (長寿社会政策課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 () 二
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (農林水産経営支援課) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 八
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 八
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 九
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 九
- 選挙管理委員会
- 宮城県海漁業調整委員会委員の解職請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数について 一〇

告 示

○宮城県告示第二十七号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第一

条第二項の指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十五年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台空港鉄道株式会社

○宮城県告示第二十八号

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第一条第六項の指定地方公共機関を次のとおり指定した。

平成二十五年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台空港鉄道株式会社

○宮城県告示第二十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設として、次のとおり許可した。

平成二十五年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
〇四五三二八〇〇三六	野崎病院附属 介護老人保健施設 美里 遠田郡美里町字藤ヶ崎町百五十一番地二	医療法人社団博亮会	平成二十五年一月一日

○宮城県告示第三十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇一六五	介護サービスセンター たいたすき 名取市植松一丁目四番十号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	有限会社すぼっとけあサポート	平成二十五年一月一日
〇四一〇二〇〇二五七	アミカ石巻介護センター	居宅介護 重度訪問介護	株式会社HC	平成二十五年一月一日

公 報

<p>気仙沼市区漁業協同組合の （気仙沼支所の地区のうち 大谷本吉支所の区域）</p>	<p>大谷本吉支所 歌津 支所及び志津川支所の地 区）</p>
<p>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2 に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的と する漁業以外の漁業</p> <p>4. 小型定置漁業</p>	<p>2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により樺受網を使用して さんまをとることを目的とする漁業</p> <p>1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げ る漁業、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、 船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする 漁業及び小漁船を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外 の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p>
<p>気仙沼市区漁業協同組合の （気仙沼支所の地区のうち 大谷本吉支所の区域）</p>	<p>石巻市区 （宮城県漁業協同組合の 河北町支所の地区）</p>
<p>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2 に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的と する漁業以外の漁業</p> <p>4. 小型定置漁業</p> <p>5. 大型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げ る漁業、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、 船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする 漁業及び小漁船を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外 の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p> <p>4. 大型定置漁業</p>
<p>南三陸町区域漁業協同組合の （宮城県漁業協同組合の 志津川支所の地区）</p>	<p>石巻市区 （宮城県漁業協同組合の 雄勝町雄勝湾支所の地 区）</p>
<p>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2 に掲げる漁業並びに樺受網を使用してさんまをとることを目的と する漁業以外の漁業</p> <p>4. 小型定置漁業</p> <p>5. 大型定置漁業</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げ る漁業、樺受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、 船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする 漁業及び小漁船を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外 の漁業</p> <p>3. 小型定置漁業</p> <p>4. 大型定置漁業</p>
<p>気仙沼市区、南三陸町区域の （宮城県漁業協同組合の支 唐桑支所、気仙沼地区支</p>	<p>石巻市区 （宮城県漁業協同組合の 北上町十三浜支所、河北</p>
<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により樺受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業</p>	<p>1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさだをとることを目的とする漁業</p>

町支所 雄勝町東部支所 及び雄勝町雄勝支所の 地区)	2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとる ことを目的とする漁業	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 泊兵支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさをとることを目的とする漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 寄磯支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1に掲げ る漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、 船びき網又はすくい網を使用していさをとることを目的とする漁業、 敷網及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の 漁業	石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の地 区のうち鮎川浜及び十八 成浜の区域)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとる ことを目的とする漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1から3 に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とす る漁業以外の漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 前網支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1に掲げ る漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、 船びき網又はすくい網を使用していさをとることを目的とする漁業、 敷網及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の 漁業	石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の地 区のうち新山、区域)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1に掲げ る漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 以外の漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網及び釣りによつ ていさをとることを目的とする漁業 4. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 寄磯支所及び前網支所の 地区)	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとる ことを目的とする漁業	石巻市区域 (牡鹿漁業協同組合の地 区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により主として敷網及び釣りによつ ていかをとることを目的とする漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1に掲げ る漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 以外の漁業 4. 小型定置漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 敷浦支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用 していさをとることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとる ことを目的とする漁業	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 網地島支所の地区)	1. 大型定置漁業 2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1に掲げ る漁業、棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業、 船びき網又はすくい網を使用していさをとることを目的とする漁業、 敷網及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の 漁業
石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 谷川支所の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行っ漁業であつて、1に掲げ る漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 以外の漁業 3. 小型定置漁業	石巻市区域 (宮城県漁業協同組合の 地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業
			4. 大型定置漁業
			3. 小型定置漁業

<p>女川町支所の地区のうち 桐ヶ崎の区域)</p>	<p>東松島市区域 協同組合の 宮戸支所の地区)</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合のうち 女川町支所の地区のうち 横浦の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合のうち 女川町支所の地区のうち 塚浜の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合のうち 女川町支所の地区のうち 江島の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>女川町区域 (宮城県漁業協同組合のうち 出島及び寺間の区域)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市区域 漁業協同組合の 北上町十三井支所、河北 町支所、雄勝町東部支所、 雄勝町雄勝湾支所、台川支 所、地島支所、表浜支所、 網地支所、泊丘支所、鯉浦支所、 石巻市東部支所、石巻市地 区支所、石巻市同組合の地区 鹿角漁業協同組合の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3 に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業 4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から3 に掲げる漁業以外の漁業 5. 小型定置漁業</p>
<p>石巻市及び女川町区域の の (宮城県漁業協同組合の支 所及び石巻市漁業協同組 合の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>東松島市区域 協同組合の (宮城県漁業協同組合の 矢本支所の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>
<p>東松島市区域 協同組合の (宮城県漁業協同組合の 鳴瀬支所の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをと ることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げ る漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業</p>

<p>塩釜市区域 （塩釜市漁業協同組合の地区）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業 	<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 4. 小型定置漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 4. 小型定置漁業
<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業 	<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業
<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業 	<p>塩釜市及び七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所及び塩釜地区七ヶ浜漁業協同組合の地区）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業
<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業 	<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所及び七ヶ浜支所の地区）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1に掲げる漁業及び敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 3. 小型定置漁業
<p>七ヶ浜町区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所の地区のうち七ヶ浜支所の区域）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用して行う漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業並びに敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業以外の漁業 	<p>七ヶ浜町及び名取市区域 （宮城県漁業協同組合のうち七ヶ浜支所及び名取支所の地区）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業 1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行う漁業

<p>巨理支所の地区)</p> <p>山元町区域 (宮城県漁業協同組合の 山元支所の地区)</p>	<p>2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>4. 小型定置漁業</p>										
<p>石巻市、女川町、塩釜市及び各取市区域 (宮城県近海底びき網漁業協同組合の地区)</p>	<p>1. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業</p> <p>2. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してしゃをとることを目的とする漁業</p> <p>3. 総トン数20トン未満の漁船により刺網又は籠を使用してかにをとることを目的とする漁業</p> <p>4. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業</p> <p>5. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業</p> <p>6. 総トン数20トン未満の漁船により刺網を使用してすけとうたらをとることを目的とする漁業</p> <p>7. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してあかがいをとることを目的とする漁業</p> <p>8. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してこだまがいをとることを目的とする漁業</p> <p>9. 総トン数20トン未満の漁船により底びき網を使用してうばがいをとることを目的とする漁業</p> <p>10. 総トン数20トン未満の漁船によりどうろを使用してあなごをとることを目的とする漁業</p> <p>11. 総トン数20トン未満の漁船によりどうろ又は籠を使用してたこをとることを目的とする漁業</p> <p>12. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から11に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>13. 小型定置漁業</p>										
<p>石巻市、女川町、塩釜市及び各取市区域 (宮城県近海底びき網漁業協同組合の地区)</p>	<p>1. 総トン数50トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業</p> <p>2. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業</p>										
<p>3. 総トン数20トン以上50トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業</p>	<p>○宮城県告示第三十三号 宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。</p> <p>平成二十五年一月十五日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <table border="1" data-bbox="909 1164 1085 2083"> <tr> <th>認証食品</th> <th>品 目</th> <th>申請者の氏名</th> <th>製造業者の名称</th> <th>製造所等の所在地</th> </tr> <tr> <td>七</td> <td>乾のり・焼きのり</td> <td>株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店 代表取締役 佐藤 寛</td> <td>株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店</td> <td>仙台市泉区北中山四丁目十二番地の二</td> </tr> </table> <p>二 認証年月日 平成二十五年一月十七日</p> <p>○宮城県告示第三十四号 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。</p> <p>平成二十五年一月十五日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 組合の名称 松島町東磯崎土地区画整理組合</p> <p>二 事務所所在地 宮城県松島町高城字元釜家二番地四</p> <p>三 設立認可の日 平成九年三月三日</p> <p>四 変更認可の日 平成二十五年一月八日</p>	認証食品	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地	七	乾のり・焼きのり	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店 代表取締役 佐藤 寛	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店	仙台市泉区北中山四丁目十二番地の二
認証食品	品 目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地							
七	乾のり・焼きのり	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店 代表取締役 佐藤 寛	株式会社七福茶本舗 佐藤海苔店	仙台市泉区北中山四丁目十二番地の二							
<p>公告</p>	<p>公告</p>										

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年一月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市下野郷字館外八十九番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市下野郷字長塚九十番地の二
大久保良子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年一月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高館吉田字乗馬九十三番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市太白区郡山字上野十一番地の六
六戸 孝義
六戸 昭子

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十五年一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

- 1 操船シミュレータ 一式
- 2 普通旋盤 十七組
- 3 シーケンスロボット実習装置 八式
- 4 NC自動プログラミングシステム 一式
- 5 旋盤（四尺） 十三台
- 6 有線通信実習装置 一式
- 7 ものづくり設計支援システム 一式
- 8 高純度ゲルマニウム半導体検出器 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日

- 1 一の一の購入物品 平成二十四年十月十九日
- 2 一の二の購入物品 平成二十四年十一月二十六日
- 3 一の三の購入物品 平成二十四年十一月二十六日
- 4 一の四の購入物品 平成二十四年十一月二十八日
- 5 一の五の購入物品 平成二十四年十二月十三日
- 6 一の六の購入物品 平成二十四年十二月十三日
- 7 一の七の購入物品 平成二十四年十二月十三日
- 8 一の八の購入物品 平成二十四年十二月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

一 一の一の購入物品 株式会社マリックス 東京都港区西新橋三丁目二十四番十号

二 一の二の購入物品 株式会社丸藤 宮城県仙台市太白区鹿野二丁目十二番二十二号

三 一の三の購入物品 美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目八番一号 新宿セブンビル

四 一の四の購入物品 株式会社ナリサワ 宮城県石巻市駅前北通り二丁目十二番二十七号

五 一の五の購入物品 丸繁株式会社 宮城県仙台市宮城野区宮城野二丁目二十番十二号

六 一の六の購入物品 美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目八番一号 新宿セブンビル

七 一の七の購入物品 株式会社アルコグラフィックス 東京都中央区日本橋箱崎町五番十四号

八 一の八の購入物品 セイコー・イーシアンドジー株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目八番地

五 落札金額

- 1 一の一の購入物品 一億四百七十九万円
- 2 一の二の購入物品 五千七百六十五万五千五百円
- 3 一の三の購入物品 三千七百八十万円
- 4 一の四の購入物品 三千三十四万五千円
- 5 一の五の購入物品 五千七百一十二万五千二百五十円
- 6 一の六の購入物品 二千八百十四万円
- 7 一の七の購入物品 三千五百七十七万円

8 一の8の購入物品 二千七百三十万円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日

- 1 一の1の購入物品 平成二十四年九月七日
- 2 一の2の購入物品 平成二十四年十月十六日
- 3 一の3の購入物品 平成二十四年十月十六日
- 4 一の4の購入物品 平成二十四年十月十六日
- 5 一の5の購入物品 平成二十四年十一月二日
- 6 一の6の購入物品 平成二十四年十一月二日
- 7 一の7の購入物品 平成二十四年十一月二日
- 8 一の8の購入物品 平成二十四年十一月十六日

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

平成二十四年十二月五日現在における漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による宮城海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成二十五年一月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三分の一の数 一、〇八〇